改正概要説明書	
国名： カナダ	法令名：特許規則
改正情報：2024 年 3 月 25 日公布，2024 年 6 月 20 日施行	

改正概要：

1.「PCT 配列表基準」の定義

PCT の配列表が WIPO の標準 ST.26 に従う基準であると定義された（第 1 条）。

2. 小規模事業体の地位の条件を変更

出願，権利及び再審査における所有者が小規模事業体の地位を有することの要件の 1 つとして，従来，50 人以下の従業者を有することとされていたが，100 人以下に変更された（第 44 条(2)，第 112 条(2)，第 122 条(3)）。

3. 継続審査請求の提出を求めてはならない事項

継続審査の請求及びその手数料納付が必要である旨の通知は，3 回目の拒絶理由通知後であっても，その前に許可通知が取り消されていない場合は，通知してはならないことが規定された（第 85.1 条）。

4.納付金額の免除

長官が誤った情報を提供したが，その正当性の陳述を棄却した場合，長官が納付金額を免除できる要件を定めた(第 139.1 条)。

5.PCT の後払手数料

国際出願の送付手数料，国際出願手数料及び調査手数料並びに国際予備審査機関の取扱手数料及び予備審査手数料に関して、後払手数料が規定された（第 148.1 条及び第 150.1 条)。

6.権利回復の要件追加

翻訳文未提出も権利回復要件に追加された（第 154 条)。

8. カテゴリー3 の出願（出願日 1996 年 10 月 1 日以後 2019 年 10 月 30 日前）について

継続出願の手数料未納と翻訳遅延とは、カテゴリー3 の出願も，放棄されたものとみなされる旨が規定された（第 203 条)。

改正内容：

・第 1 条　定義

「PCT 配列表基準」について，随時修正される「XML（拡張マークアップ言語）を使用した塩基及びアミノ酸配列表の表示に関する推奨標準」（WIPO 標準 ST.26）に再定義された。

・第 3 条　期間の延長
(4)　延長 － 誤った情報
(c)　不十分な納付金額に基づく延長申請についての陳述書及びその申請が，正当ではないと長官が判断した場合，延長を認めない旨が規定された。
(d) 第 139.1 条が新設されたことに対する但書が追加された。

・第 44 条　通則
(2)　小規模事業体の地位の条件
国内段階の PCT 出願又は分割出願以外の特許出願に関しては，出願人が，小規模事業体として取り扱われる要件は，出願日において，100 人以下の従業者を有するか又は大学である事業体であって，(i) 大学以外で 100 人を超える従業者を有する事業体により管理されていない事業体，又は，(ii) 大学以外で 100 人を超える従業者を有する事業体に対し，移転若しくはライセンスする義務を有しないこと，との下線部が 50 人から緩和された。

・第 85.1 条　通知
(1)　継続審査
3 回の指令を出願人に送付され，3 回目の指令が送付される前に破棄通知に基づく許可通知又は条件付き許可通知が取り消されていない場合，審査官は指令により，継続審査の請求及びその所定の手数料納付を必要とすることを出願人に通知しなければならない，と下線部分の要件が追加され，3 回目の指令前に許可通知が出された場合は，3 回目の指令であっても，継続審査請求の提出を求めてはならない旨が規定された。

・第 112 条　特許により付与された権利の維持
(2)　小規模事業体の地位の条件
国内段階の PCT 出願又は分割出願以外の特許出願を基礎として付与された特許に関しては，出願人が，小規模事業体として取り扱われる要件は，出願日において，100 人以下の従業者を有するか又は大学である事業体であって，(i) 大学以外で 100 人を超える従業者を有する事業体により管理されていない事業体，又は，(ii) 大学以外で 100 人を超える従業者を有する事業体に対し，移転若しくはライセンスする義務を有しないこと，との下線部が 50 人から緩和された。

・第 122 条　再審査
(3)　例外－小規模事業体の地位の条件
特許権者以外の者による再審査請求において，小規模事業体の地位は，再審査を請求する者が，当該請求の日に，100 人未満の従業者を有するか又は大学である事業体であって，大学以外で 100 人以上の従業者を有する事業体により直接又は間接に管理されている事業体以外のものであること，との下線部が 50 人から緩和された。

・第 139.1 条　免除
長官が有する納付免除に関する権限について，以下を規定した。
(1) 本規則第 3 条(1)，つまり，誤った情報に基づき納付金額が不十分であった旨の陳述

書の正当性を長官が却下した場合，所有者に有利な免除を認めること。
(2) 前項の場合，かつ，次の(a)～(d)の条件を満たす場合，誤った金額と指定されるべき金額との差額の納付を免除すること：(a)長官が誤った情報を提供した，(b)納付期限を徒過していない，(c)長官が免除を指示した日から4月と長官が指示した日とのいずれか早い日までに不足額が納付された，(d)状況が免除を正当化する，といずれも充足する場合
(3) 本規則第3条(1)の延長期限には，前項(c)を含まない。

・第148.1条　後払手数料
国際出願の出願人にPCT規則16の2.1(a)に基づき通知された場合，すなわち，規定に基づく納付期限までに手数料が納付されていない場合又は納付額が送付手数料，国際出願手数料及び調査手数料に不足すると認められた場合，PCT規則16の2.2の後払手数料を納付しなければならない。

・第150.1条　後払手数料
国際出願の出願人にPCT規則58の2.1(a)に基づき通知された場合，すなわち，国際予備審査機関に規定に基づく納付期限までに手数料が納付されていない場合又は納付額が取扱手数料及び予備審査手数料に不足すると認められた場合，PCT規則58の2.2の後払手数料を納付しなければならない。

・第154条　要件
(3)　権利の回復
カナダを指定国とする国際出願いついて，優先日後30月以内に手続しなければならない要件を遵守しなくても，当該期間後12月以内に，不履行は意図的ではなかった旨の陳述書と請求手続した場合に権利回復が認められる手続要件として，クレームの英語又はフランス語の翻訳文が追加された。

・第198.1条　第86条(16)の例外
条件付き特許査定通知において，依然として不備が解消しない場合に継続出願する場青，最終手数料について，第86条(16)では第132条(1)(g)と規定しているが，カテゴリー3の出願(出願日が1996年10月1日以後2019年10月30日前)については第203条(1)(e)と読み替えるとしている。つまり，カテゴリー3の出願の係属出願は，本規定の附則2項目14に規定する最終手数料を納付することを規定している。

・第203条　放棄されたものとみなす出願
カテゴリー3の出願で放棄されたとみなす出願として，(c.1)継続出願の際に所定の手数料を納付しない場合，(f)翻訳文を期間内に提出せず，さらに，長官が提出を通知して3月以内に提出しなかった場合
が追加された。

・第214条　[保留]
カナダ居住の代理人の選定，発明者の陳述書等の廃止された規則に定められた期限について，その延長に関する長官の権限に関する規定が廃止された。